

佐賀県文化財指定候補(令和7年度)

別紙

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
1	<p>佐賀県重要文化財（工芸品）</p> <p>かたな めいひ ぜんのくにただよし けいちょうごねんはちがつきちじつ                      刀 銘肥前国忠吉 慶長五年八月吉日                      一口</p> <p>[指定の理由]</p> <p>佐賀藩主鍋島家のお抱え刀工であった初代忠吉(橋本新左衛門 1572～1632 年)の作品。刃長は 68.7 cm、反りは 1.8 cm。鎌倉時代から南北朝時代の太刀や長巻を短く改造して刀とした桃山時代の嗜好を反映した長巻直しと呼ばれる形式で、<small>じがね</small> 地鉄は良く積んだ<small>こいため</small> 小板目、<small>にえで き</small> 沸出来の刃文は直刃に互の目が混じり、優れた出来映えで保存状態も良い。</p> <p>忠吉の一門は多くの刀工を輩出し、その作品は佐賀藩から幕府、諸大名への贈答に用いられるなど高く評価され、佐賀を代表する産品として肥前刀と呼ばれるようになる。</p> <p>刀剣を切味で位付けした江戸時代の刀剣書『懐宝剣尺』では、初代忠吉・三代忠吉を「<small>さいじょうおおわざもの</small> 最上大業物」に選ぶなど肥前刀が高く評価されている。美しさとともに実用性も兼ね備えており、<small>しつじつごうけん</small> 質実剛健な佐賀の武士の気風が育んだ刀剣といえる。</p> <p>肥前刀には個性的な刃文はなく、華やかな大坂新刀と比べて堅実な作風である。江戸時代を通じて優れた品質を保つ一方で、多数の刀工を擁した大規模な産業としての側面を持つ。</p> <p>本資料は、東京国立博物館所蔵の《刀 銘 肥前国忠吉 慶長五年八月吉日》とともに初代忠吉の最も古い紀年銘作品である。日本刀剣史上に大きな地位を占める肥前刀の<small>れいめいき</small> 黎明期を物語る重要な作品と位置付けられ、佐賀県の歴史と文化を知るうえで欠くことのできないものである。</p> <p>以上のことから、佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。</p>	<p>[所有者] 佐賀県</p> <p>[所在の場所] 佐賀県佐賀市城内一丁目 15 番 23 号 (佐賀県立博物館)</p>



刀 銘肥前国忠吉 慶長五年八月吉日(佐賀県所蔵)

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要文化財（古文書） <small>えんつうじもんじょ</small> <b>圓通寺文書</b> 一三点	[所有者] 圓通寺 [所在の場所] 小城市小城町松尾 3832 番地 （圓通寺）/小城市小城町 158 番地 4 （小城市立歴史資料館）
2	<p>[指定の理由]</p> <p>圓通寺は、<small>はくち</small>白雉元年(650)創建の小城市最古級の寺院を前身とする。宋から<small>りんざいしゅう</small>臨済宗<small>だいかくは</small>大覚派の祖である<small>らんけいどうりゅう</small>蘭溪道隆が来日した際、これに師事する<small>じゃくとつこうべん</small>若訥宏辯が<small>にゅうじ</small>入寺したことで<small>てんだいしゅう</small>天台宗から臨済宗に改められた。</p> <p>圓通寺文書のうち<small>げ こうちょう</small>蘭溪道隆の偈と<small>げんこう</small>弘長二年(1262)の書状は、日本伝来直後の臨済宗の教圏拡大状況を示し重要である。遺偈の伝わる<small>ほうとう</small>若訥宏辯の法燈は大覚派内で高く評価され、元弘4年(1334)に<small>ごだいごてんのう</small>後醍醐天皇から<small>とうちぎょうあんど りんじ</small>当知行安塔の<small>じょうわ</small>論旨が下され、貞和6年(1350)には<small>かまくらげんちょうじ きょうとなんぜんじ</small>鎌倉建長寺・京都南禅寺に並ぶ「<small>さんげんざんえんつうこうくせんじ</small>三間山圓通興国禅寺」の称号を授かったことから、朝廷より特別な尊崇と保護を受けたことが分かる。なお、正安3年(1301)の後宇多上皇の院宣は、寺号「圓通寺」の初見である。</p> <p>圓通寺は<small>きゅうしゅうたんだい いっしき いまがわ</small>千葉氏や九州探題の一色氏・今川氏からも保護を受けた。千葉氏は寄進状や裁許状を<small>さいきよじょう</small>発給し、一色氏や今川氏は九州探題就任直後に境内保護の禁制を与えた。千葉氏は<small>ぶんえい</small>文永11年(1274)、<small>こうあん</small>弘安4年(1281)に起きた<small>もう こしゅうらい せいせん</small>蒙古襲来で西遷した<small>とうごく</small>東国御家人で、千葉宗胤の時に<small>むねたね</small>圓通寺の開基となり、<small>かいき</small>建長寺を模した<small>しちどうがらん</small>七堂伽藍や、当代一流の<small>たんこう たんよ</small>仏師湛康、<small>もくぞうじこくてんりゅうぞう もくぞうたもんでんりゅうぞう</small>湛誉の手による木造持国天立像・木造多聞天立像（佐賀県重要文化財）を寄進して天皇ならびに将軍家、肥前千葉氏の繁栄、小城郡の安穩を祈願した。</p> <p>このように、圓通寺文書は、中世にかけて圓通寺が日本仏教の主要宗派や在地社会に大きな影響を与え、天皇家や在地領主とも関係を深めた重要な存在であった様子を示している。</p> <p>先に佐賀県重要文化財に指定された木造持国天立像、木造多聞天立像と併せて、中世日本の地域社会における宗教・政治・経済・文化を知る上でも第一級の歴史資料であることから、佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。</p>	 <p>寄進 三間山圓通寺領寄進状 弘安六年(1283) 圓通寺所蔵 (東京大学史料編纂所撮影)</p>

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要無形民俗文化財（風俗慣習） おぎぎおん やまひきぎょうじ <b>小城祇園の山挽行事</b>	[保持団体] 小城町山鉾保存会（横町区・上町区・中町区・下町区） [所在の場所] 小城市小城町松尾（須賀神社） 小城市小城町松尾・岩蔵（横町区） 小城市小城町（上町区・中町区・下町区）
3	[指定の理由] 小城祇園の山挽行事は、須賀神社（旧祇園社）の祇園会に際して行われる民俗行事である。「山鉾」または「ヤマ」と呼ばれる3台の挽山が上町・中町・下町を巡行する。本行事は、本祭前日までに行われる人形製作や市内約50地区からの資材奉納、山起し、横町区による浮立奉納、本祭当日の人形飾り、本祭での山挽、本祭後の山崩しなどから構成される。 寛政12年（1800）に編纂された小城藩の藩政記録『元茂公御年譜』によれば、正和5年（1316）に下総国から小城に下向した千葉胤貞が京都祇園社の分霊を祀り、祇園川沿いで山挽を行ったことが始まりとされる。 寛永年間（1624～1645年）に小城藩主導の下、2台の山鉾で巡行していたことが『小城藩日記』や『元茂公御年譜』に記されている。 天保14年（1843）に農村復興政策「郷内再興」が施行されたことで中断されたが、佐賀新聞の記事により明治16年（1883）になってから山挽の再開が確認できる。再興の中心となったのは須賀神社の氏子や上町・中町・下町の町民であり、この時に確立された3台での挽山体制が現在に伝わる。 3台の山鉾のうち、上町・中町の2台は屋台形で、下町は軍事設備の井楼に似た構造である。特に下町の山鉾は釘を用いず竹・藁・縄・葛で造りあげるなど、他地域の山鉾には見られない特徴がある。 民俗芸能や行事の起源は不明瞭であることが多い中、本行事は小城藩の藩政記録に記されるなど、歴史的背景が明確である。また、旧佐賀藩領内で山挽行事が現存し伝承されている例は極めて少なく、佐賀県において貴重な伝承事例として評価できる。	

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
4	佐賀県重要文化財（考古資料） <small>ながくらいせきしゆつどずいかそうちようはちりようきよう</small> <b>長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡 一面</b>	[所有者] 玄海町教育委員会 [所在の場所] 佐賀県東松浦郡玄海町新田 1809 番地 6
	<p>[指定の理由]</p> <p>東松浦半島西部に位置する玄海町に所在する長倉遺跡は、玄界灘にそそぐ有浦川と支流の合流地点に位置している。本鏡は瑞花双鳥八稜鏡と呼ばれる青銅鏡で、平成6年（1994）の発掘調査で、鎌倉時代と推定した石敷遺構付近より出土した。</p> <p>八稜鏡は、唐鏡と呼ばれる鏡式の一つであり、外区の輪郭に8つの尖りを持つ青銅製の鏡である。日本では唐鏡を模して、平安時代から鎌倉時代にかけて盛んに製作された。</p> <p>本鏡は直径 9.15cm、最大高 0.6cm、重さ 147g である。内区中心部に置かれた鈕の周囲に花卉状の鈕座を巡らし、その外側に花唐草の植物（瑞花）と長く反り上がる3条の尾をもつ鳳凰とみられる鳥を対になるよう配置している。内区と外区を分かち界圏は珍しい四稜形をしており、外区には一部退化した唐草文が配されている。これらの文様から年代は11世紀中頃を下限とする。</p> <p>また、鏡の成分分析を2カ所で行った結果、鉛の含有量が41.4%と53.3%と高い値が得られた。これは平安時代中期からみられる「鉛銅手」と呼ばれる鉛含有量の多い鏡の特徴と共通しており、「鉛銅手」の鏡は経塚への埋納をはじめ、寺社や霊峰等への奉納など、祭祀関連の遺跡から多く出土している。</p> <p>本鏡は、佐賀県内から出土した八稜鏡（本鏡を含め2例）のうち唯一完形のものであり、末法思想が盛んであった平安時代中期の「鉛銅手」の青銅鏡として、当時の東松浦地域における人々の思想・信仰を知る上で重要である。</p> <p>以上のことから、佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="268 1518 703 1944" style="text-align: center;">  <p>長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡</p> </div> <div data-bbox="735 1536 1406 1939" style="text-align: center;">  <p>瑞花双鳥八稜鏡出土状況写真</p> </div> </div>	

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
5	佐賀県天然記念物（植物） <small>あまがわ</small> <b>天川のカヤ</b> 一株	[所有者] 草場和則 [所在の場所] 佐賀県唐津市巖木町天川 1639 - 1, 1640
	<p>[指定の理由]</p> <p>「天川のカヤ」は、唐津市巖木町天川字<small>からつしきゅうらぎまち</small>榎<small>えのきのもと</small>ノ元に位置する旧天川村庄屋敷の敷地境界を画する石垣の前面を覆うように生育している。推定樹齢は 500～700 年で、樹高 20m、幹周り 4.5m、枝張り 20mを測る巨木である。全体的に樹勢が盛んで、風格ある樹容を示している。このことから、唐津市指定天然記念物であるとともに「さが名木 100 選」にも選定されている。この規模のカヤは、全国の指定物件と比較しても、例えば青森県天然記念物の「<small>みょうきょうじ</small>妙経寺のカヤ」（推定樹齢 500 年、幹周り 4.5m）と同等かそれ以上であり、佐賀県内有数であるだけでなく、全国的にも引けを取らない巨木である。</p> <p>当該樹木には 7 種類の着生植物が認められる。特に、希少植物である着生ランのセッコクが多数着生しており、その植物学的価値は極めて高い。6 月中旬頃になるとセッコクの花が一斉に咲き、カヤの木の幹枝が白く染まる様子はとても美しく、また、巨木に豊富な着生植物が絡み込む姿は、名木・古木としての風格がある。</p> <p>カヤはイチイ科カヤ属<small>じょうりよくしんようこうぼく</small>の常緑針葉高木で、本州、四国、九州、朝鮮半島南域に広く分布する。カヤの実は食用で、人家の庭先や寺社の境内地によく植栽される。また、カヤ材は、高級質な材木として仏像や碁盤・将棋盤、建築材等に多用された。カヤは日本列島において古くから人々の生活と密接に関係してきた樹木であり、わが国の生活文化史を語るに重要な樹木である。</p> <p>天川家<small>あまがわけ</small>（草場家<small>くさばけ</small>）は、中世には岸岳城主波多家に仕えた一族であるといい、慶長期に<small>あまがわとさのかみふじわらのなかつぐ</small>天川土佐守藤原尚継<small>てらざわしまのかみひろたか</small>が寺沢志摩守広高から天川村の庄屋職に任じられ、江戸時代を通して居付庄屋を務めた。当該樹木は屋敷の雷除けとして代々大切に保護されてきたといい、樹木の根元には兜が埋められているとの言い伝えがある。また、カヤの実は髪油として利用されたほか、子どもの頻尿対策の薬としても重用された。</p> <p>当該樹木は、県内有数のカヤの巨木である上に、全国の天然記念物に指定されているカヤの巨木と比較しても遜色ない規模である。また、樹勢の良さや着生植物の豊富さ、地域との歴史的・文化的な結びつきから、佐賀県天然記念物として指定されるべき価値を有する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>南東側から</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>南西側から</p> </div> </div>	

## 佐賀県文化財登録候補(令和7年度)

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
1	<p>佐賀県登録文化財〔無形文化財(工芸技術)〕  <small>にしかわのぼりたけざいく</small>  <b>西川登竹細工</b></p> <p>〔登録候補とする理由〕</p> <p>西川登竹細工は武雄市西川登町高瀬地区を中心として、明治初期ごろに農業の副業として始まり、今日まで製作されてきた竹細工である。</p> <p>明治末期から大正期にかけて最盛期を迎え、県内有数の竹細工産地として発展した。しかし、昭和30年代以降、竹細工製品の需要は急激に減少し、県内各地に存在した竹細工産地は次第に姿を消していった。現在は県内で唯一、竹細工の製作技術を継承している地域である。</p> <p>申請者である栗山商店では竹の特性や季節的条件を考慮しつつ、竹林の管理・伐採から編み上げに至るまでの全工程を一貫して行っている。</p> <p>使用する<small>まだけ</small>真竹・<small>はちく</small>淡竹・黒竹を秋から冬にかけて伐採し、一定期間の乾燥および必要に応じて油抜きを行う。5月頃に鉋包丁を用いて竹を割り、編組に適した大きさに整え、その後、ひごこしらえの工程に進む。</p> <p>ひごこしらえでは剥ぎ・幅引き・面取りなどの工程を経て材料が整えられる。ひごは、最長6～7mに及ぶ細く長いものとなる。また、ひごこしらえでは、一般的には柄と刃が平行な鉋や包丁が用いられるが、西川登地区では柄と刃が直行する鎌を使用する。</p> <p>編み上げの工程では、四ツ目編み、六ツ目編み、網代編みなどの基本編組技法を用い、用途や形状に応じて組み合わせながら製作が進められる。縁は左巻きで巻き上げられ、全体の形状や編みの均整を確認しながら仕上げが施され、製品が完成する。</p> <p>西川登竹細工は佐賀県指定伝統的地場産品にも選定され、栗山商店では長年にわたり培われてきた製作技術を基盤に、耐久性と実用性を兼ね備えた製品づくりを行っている。</p> <p>近年、社会構造や生活様式の変化により担い手は減少し、技術継承が危惧されている状況の中、県登録無形文化財とすることで、社会的認知を高め、後継者育成や普及啓発活動を継続的に行うための基盤を強化し、西川登竹細工の技術を継承したいと考えている。今回、県登録文化財として登録することは、申請者らの技術継承に対するさらなる意欲向上を促すことに繋がると考えられる。</p>	<p>〔保持者等〕 栗山商店</p> <p>〔所在の場所〕 佐賀県武雄市西川登町大字 神六 28436-3</p> <div data-bbox="858 1711 1254 1982" style="text-align: center;">  </div>

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
2	佐賀県登録文化財〔無形文化財（工芸技術）〕 <small>かしまにしき</small> <b>鹿島錦</b>	[保持者等] 鹿島錦保存会 [所在の場所] 佐賀県鹿島市古枝乙 1855
	<p>[登録候補とする理由]</p> <p>鹿島錦とは鹿島地域で小型の卓上機を使用し、経糸に和紙、緯糸に絹糸を用いて幾何学的文様を中心とした絵柄を織り上げる手織物である。</p> <p>発祥については諸説あるが江戸時代後期、鹿島藩第9代鍋島直彝<small>なのおり</small>の妻・篤子<small>あつこ</small>（1799-1877年）の代まで遡るとされる。</p> <p>当初は「鹿島錦」という名称ではなく「組織<small>くみおり</small>」や「組錦<small>くみにしき</small>」などと称されていたことが、鹿島藩第13代鍋島直彬<small>なおよし</small>から大隈重信へ送られた書簡や、直彬の妻・藹子<small>あいこ</small>が祐徳稲荷神社に奉納した衝立の和歌（1922年）から確認できる。「組織<small>くみおり</small>」は歴代鹿島藩主の妻や女中たちの教養・教育として普及し、創意と工夫が加えられながら受け継がれた。</p> <p>昭和43年（1968）に鹿島錦の保存継承と発展のため、旧鹿島藩第14代鍋島直縄<small>なおただ</small>の妻・政子を名誉会長として「鹿島錦保存会」が発足し、以来、50年以上にわたり鹿島錦の技術継承と保存を続けている。</p> <p>経糸には三桎<small>みつまた</small>や楮<small>こうぞ</small>を原料とした和紙に漆で金箔・銀箔を貼った和紙を用い、幅3cmの和紙を30～45等分に細く裁断して使用する。緯糸には撚りの強い本絹糸を三本以上重ねて使用する。</p> <p>意匠は網代・菱形などの幾何学文様を基本とし、方眼紙の図案をもとに配色や構成を工夫する。</p> <p>織機には布を巻き上げる機能を備えた「巻き台」を用い、経糸を貼り付けた巻き台に、網針<small>あぐり</small>に巻いた緯糸を一本ずつ通して織り上げていく。</p> <p>経糸の和紙は幅1mm以下と極めて細く、1日で数cmしか織ることができないため、完成まで数か月要することもある。繊細な力加減を要し、均一な幅と安定した図柄を保つには精緻で熟練した技術が求められる。</p> <p>佐賀県指定伝統的地場産品にも選定されており、鹿島錦保存会では継承されてきた技術を基盤として、実用性と工芸的価値の高さを併せ持つ手織物制作が行われている。近年、会員数の減少や高齢化、若手への技術後継が課題となっており、今回、県登録文化財として登録することは、鹿島錦の価値を県内外に広く発信し、技術の保存と継承への意識を高め、後継者の育成や地域文化の振興にも繋がると考えられる。</p> 	